

6・4 中東における航行安全問題

6・4・1 中東における日本関係船舶の航行安全に関する日本政府の対応等

2019年6月に当協会会員会社が運航するケミカルタンカーがオマーン湾にて何者かにより攻撃を受けたこともあり、政府内にて検討されてきた航行安全の確保に関して、同年12月27日に、中東海域における日本船舶の安全を確保するために、自衛隊のアセットを派遣することが決定した。

P3Cについては、2020年1月11日に派遣開始、艦船「たかなみ」については、2月2日に第一派遣水上部隊として横須賀より出航した。派遣目的は、自衛隊法第27条に基づく調査研究（情報収集）が主であるが、不測の事態における防護の対象（日本関係船）は、日本籍船、日本人配乗船、日本会社の運航船、日本向け貨物搭載船となる（ケースに応じた対応となる）。今回の派遣により、当該海域入域船については、事前に国土交通省に入域通報を行っている。

派遣の期限は2020年12月26日とされていたが、延長について、12月11日の閣議で延長が決定された。延長の閣議決定を受け、当協会はHPに以下の会長コメントを掲載した。

「12月11日、閣議において、昨年12月27日の「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組」に基づく、派遣情報集活動の一年間の延長が決定されました。派遣活動の内容に関する変更はなく、自衛隊アセットの派遣期間は2021年12月26日までとなります。外航海運業界としても、今回の延長を歓迎するとともに、引き続き、政府と緊密に情報の共有・連携を行い、安全対策を徹底しつつ、我が国に必要な物資を確実に輸送するとの社会的責任を果たすため、あらゆる努力を行っていく所存です。」